

防災基本計画（一部抜粋）

（平成27年3月 中央防災会議）

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，各地域の地域原子力防災協議会において，避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が，原子力災害対策指針等に照らし，具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は，原子力防災会議の了承を求めするため，同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い，訓練結果から反省点を抽出し，その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ，継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。